# 令和7年度小樽商科大学商学部研究生出願要項

日本国籍を有する者で、本学において、特定の研究課題について研究することを志願する者がある ときは、本学の研究及び授業に支障のない限り、選考のうえ研究生として入学を許可する。

## 1. 出願要件

- (1) 大学2年修了以上の学力を有する者
- (2) 前号に掲げる者と同等以上の学力がある者として本学が認めた者

## 2. 出願期間

- (1) 前期出願 令和7年3月3日(月)から3月5日(水) (郵送時必着)
- (2)後期出願 <del>今和7年8月14日 (木) から8月18日 (月) (郵送時必着)</del> **令和7年8月18日 (月) から8月20日 (水) (郵送時必着)**
- (3) 受付時間 9:00~12:00、13:00~16:00

### 3. 出願手続

(1) 出願書類等(\*印は、本学所定の用紙)

書類等	提出者	摘    要			
*出願願書	全 員	出願前3か月以内に撮影した写真を貼ること。			
*履 歴 書	全 員				
卒業(見込み)又は修了(見込み)証明書	全 員	在籍又は出身学校長等が証明したもの。			
検 定 料	全 員	9,800円(後期出願分については予定額) :郵送の場合は普通為替証書(郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行で購入)とし、指定受取人欄、受領印欄、委任欄には一切記入しないこと。 ※持参手続きに限り現金納付可。(教務課で案内し、管理課窓口に納付)ただし、釣り銭のないよう準備すること。 ※既に研究生として入学を許可された者が、研究期間が終了し、改めて研究生として出願する場合も、検定料を徴収する。			

### (2) 提出先

〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号 小樽商科大学教務課学部教務係(事務棟1階、学生センター内)

#### (3) 提出方法

志願者は、出願書類等を取りそろえ、提出先に持参又は書留郵便とすること。

#### (4) 身体に障がいを有する志願者との事前相談

特定の研究課題について研究することを志願する者で、身体に障がい(別紙「学校教育法施行令第2条の3に定める身体障がいの程度」参照)のある志願者は、出願開始日から起算して1週間前までに教務課学部教務係に申し出ること。

### 4. 研究期間

研究期間は、6か月以上1年以内とする。ただし、研究期間延長願を提出した者については、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。なお、研究期間の延長が認められた者は、延長時に改めての出願を必要としないため、検定料及び入学料の徴収は行わない。

### 5. 選考方法

入学者の選考は、提出された書類等により行い、その結果を本人に文書で通知する。

## 6. 入学料及び授業料

入学料		84,	600円	(合格通知後、	指定日までに納付すること。)
授業料	月額	29,	700円		

注)上記の納付額は予定額であり、入学時及び在学中に学生納付金の改定が行われた場合には、改定 時から新たな納付金が適用される。

前期出願者は、令和7年3月31日(月)までに前期分授業料(6か月分であれば178、200円)を、令和7年9月30日(火)までに後期分授業料(6か月分であれば178、200円)を前納すること。

後期出願者は、令和7年9月30日(火)までに後期分授業料(6か月分であれば178、200円)を前納すること。

#### 7. その他

- (1) 大学2年修了以上の学力を有する者とは、次の者をいう。
  - ・大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者及び令和7年3月までに修得見込みの者。修得 見込みの者が令和7年3月31日(月)までに62単位以上を修得できなかった場合は合格を取り 消す。なお、既納の入学料は返還しない。授業料は当該授業料相当額を返還する。
  - ・短期大学を卒業した者及び令和7年3月卒業見込みの者
- (2) 出願する場合は、指導教員の内諾を得ておくこと。
- (3) 既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる事情があっても返還しない。ただし、入学手続き終了者が、令和7年3月31日(月)まで(後期出願者は、令和7年9月30日(火)まで)に入学を辞退した場合には、当該授業料相当額を返還する。
- (4) 照会等は、小樽商科大学教務課学部教務係に行うこと。

TEL 0134-27-5242

在学生・卒業生等お問い合わせフォーム: <a href="https://www.otaru-uc.ac.jp/inquiry/form/">https://www.otaru-uc.ac.jp/inquiry/form/</a> (お問い合わせ内容は「科目等履修生」を選択してください)